



標準料金表

Energia

2026年11月1日実施

中国電力株式会社

1 業務用電力

電気契約要綱（以下「契約要綱」といいます。）15（業務用電力）（5）の料金は、基本料金、電力量料金および契約要綱別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、（3）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表1（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

（1）基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,071円34銭
---------------	-----------

（2）電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	22円28銭	20円84銭

（3）力率割引および割増し

イ 力率は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）に定めるところにより算定された値といたします。

ロ 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、

基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

2 業務用TOU

契約要綱16（業務用TOU）（6）の料金は、基本料金、電力量料金および契約要綱別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、（3）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表1（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

（1）基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,071円34銭
---------------	-----------

（2）電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。
イ ピーク時間

1キロワット時につき	27円34銭
------------	--------

ロ 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	23円62銭	22円56銭

ハ 夜間時間

1 キロワット時につき	17円86銭
-------------	--------

(3) 力率割引および割増し

- イ 力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。
- ロ 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

3 特別高圧電力A

契約要綱17（特別高圧電力A）（4）の料金は、基本料金、電力量料金および契約要綱別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、（3）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表1（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,948円22銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,931円72銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	標準電圧20,000ボルトで 供給を受ける場合	19円19銭	17円99銭
	標準電圧60,000ボルトで 供給を受ける場合	19円08銭	17円90銭

(3) 力率割引および割増し

イ 力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

ロ 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

4 特別高圧T O U A

契約要綱18（特別高圧T O U A）（5）の料金は、基本料金、電力量料金および契約要綱別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、（3）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表1（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の

基本料金は、半額といたします。

契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,948円22銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,931円72銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ ピーク時間

1 キロワット時 に つ き	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	22円54銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	22円39銭

ロ 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	19円72銭	18円71銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	19円60銭	18円61銭

ハ 夜間時間

1キロワット時 につき	標準電圧20,000ボルトで供給を 受ける場合	16円72銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を 受ける場合	16円62銭

(3) 力率割引および割増し

- イ 力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。
- ロ 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

5 高圧電力

(1) 高圧電力A

契約要綱19（高圧電力）（1）ホの料金は、基本料金、電力量料金および契約要綱別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表1（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,581円84銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	22円85銭	21円36銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

(2) 高压電力B

契約要綱19（高压電力）（2）ニの料金は、基本料金、電力量料金および契約要綱別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表1（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1 キロワットにつき	2,071円34銭
----------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	20円69銭	19円39銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

6 高圧TOU

(1) 高圧TOUA

契約要綱20（高圧TOU）（1）への料金は、基本料金、電力量料金および契約要綱別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表1（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,581円84銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ピーク時間

1キロワット時につき	29円29銭
------------	--------

(ロ) 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	25円24銭	23円82銭

(ハ) 夜間時間

1キロワット時につき	17円86銭
------------	--------

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

(2) 高压TOUB

契約要綱20（高压TOU）（2）ホの料金は、基本料金、電力量料金および契約要綱別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引また

は割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表1（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,071円34銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

（イ） ピーク時間

1キロワット時につき	25円15銭
------------	--------

（ロ） 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	21円81銭	20円47銭

（ハ） 夜間時間

1キロワット時につき	17円86銭
------------	--------

ハ 力率割引および割増し

（イ） 力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

（ロ） 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつ

き、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

7 特別高圧電力B

契約要綱21（特別高圧電力B）（4）の料金は、基本料金、電力量料金および契約要綱別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、（3）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。電力量料金は、別表1（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

（1）基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,948円22銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,931円72銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	1,898円72銭

（2）電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	標準電圧20,000ボルトで 供給を受ける場合	18円47銭	17円35銭
	標準電圧60,000ボルトで 供給を受ける場合	18円35銭	17円24銭
	標準電圧100,000ボルトで 供給を受ける場合	18円17銭	17円07銭

(3) 力率割引および割増し

イ 力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

ロ 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

8 特別高圧T O U B

契約要綱22（特別高圧T O U B）（5）の料金は、基本料金、電力量料金および契約要綱別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、（3）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表1（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,948円22銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,931円72銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	1,898円72銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ ピーク時間

1 キロワット時 に つ き	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	21円68銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	21円54銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	21円28銭

ロ 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロ ワット時 に つ き	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	19円00銭	17円76銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	18円88銭	17円64銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	18円67銭	17円46銭

ハ 夜間時間

1 キロワット時 に つ き	標準電圧20,000ボルトで供給を 受ける場合	16円72銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を 受ける場合	16円62銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を 受ける場合	16円48銭

(3) 力率割引および割増し

- イ 力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。
- ロ 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

9 臨時電力

契約要綱23（臨時電力）（4）の料金は、基本料金、電力量料金および契約要綱別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、（3）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 1（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

- イ 契約要綱23（臨時電力）（1）イに該当する場合

高压で電気の供給を受ける場合は、業務用電力の該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用し、特別高压で電気の供給を受ける場合は、特

別高圧電力Aの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ロ 契約要綱23（臨時電力）（１）ロに該当する場合

高圧で電気の供給を受ける場合は、高圧電力の該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用し、特別高圧で電気の供給を受ける場合は、特別高圧電力Bの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

（２）電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

イ 契約要綱23（臨時電力）（１）イに該当する場合

（イ） 高圧で電気の供給を受ける場合

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	26円74銭	25円01銭

（ロ） 特別高圧で電気の供給を受ける場合

		夏 季 料 金	その他季料金
１ キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	標準電圧20,000ボルトで 供給を受ける場合	23円03銭	21円59銭
	標準電圧60,000ボルトで 供給を受ける場合	22円90銭	21円48銭

ロ 契約要綱23（臨時電力）（１）ロに該当する場合

（イ） 高圧で電気の供給を受け契約電力が500キロワット未満の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	27円42銭	25円63銭

（ロ） 高圧で電気の供給を受け契約電力が500キロワット以上の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	24円83銭	23円27銭

（ハ） 特別高圧で電気の供給を受ける場合

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	22円16銭	20円82銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	22円02銭	20円69銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	21円80銭	20円48銭

（３） 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、業務用電力もしくは特別高圧電力Aまたは高圧電力もしくは特別高圧電力Bの場合にそれぞれ準じて適用いたします。ただし、高圧で電気の供給を受ける需要で、契約電力が500キロワット未満の場合の力率は、次により定めます。

イ 負荷が最大と認められる時間の力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみ

なします。

- ロ お客さまは、正当な理由がある場合に限り、力率の変更についての協議を当社に求めることができます。

10 自家発補給電力

(1) 自家発補給電力A

契約要綱24（自家発補給電力）（1）ハの料金は、基本料金、電力量料金および契約要綱別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表1（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、高圧で電気の供給を受ける場合は、業務用電力の該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し、特別高圧で電気の供給を受ける場合は、特別高圧電力Aの該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金（電気を使用する場合のものいたします。）の10パーセントを割増ししたものの30パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量により、次のとおりといたします。

(イ) 定期検査または定期補修による場合

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏

季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a 高圧で電気の供給を受ける場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	24円51銭	22円92銭

b 特別高圧で電気の供給を受ける場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	21円11銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	19円79銭
		20円99銭
		19円69銭

(ロ) (イ) 以外の場合

(イ) において適用される電力量料金の25パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、業務用電力または特別高圧電力Aに準ずるものといたします。

(2) 自家発補給電力B

契約要綱24（自家発補給電力）（2）ハの料金は、基本料金、電力量料金および契約要綱別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表1（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、高圧で電気の供給を受ける場合は、高圧電力の該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し、特別高圧で電気の供給を受ける場合は、特別高圧電力Bの該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金（電気を使用する場合のものといいたします。）の10パーセントを割増ししたものの20パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量により、次のとおりといたします。

（イ） 定期検査または定期補修による場合

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a 高圧で電気の供給を受け契約電力が500キロワット未満の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	25円14銭	23円50銭

b 高圧で電気の供給を受け契約電力が500キロワット以上の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	22円76銭	21円33銭

c 特別高压で電気の供給を受ける場合

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	標準電圧20,000ボルトで 供給を受ける場合	20円32銭	19円09銭
	標準電圧60,000ボルトで 供給を受ける場合	20円19銭	18円96銭
	標準電圧100,000ボルトで 供給を受ける場合	19円99銭	18円78銭

(ロ) (イ) 以外の場合

(イ) において適用される電力量料金の25パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、高压電力または特別高压電力Bに準ずるものといいたします。

11 予 備 電 力

契約要綱25（予備電力）（3）の料金は、基本料金、電力量料金および契約要綱別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといいたします。

（1） 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものといいたします。）の5パーセント、予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものといいたします。）の10パーセントに相当するもの

を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために３パーセントの損失率で修正したものといたします。

(2) 電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために３パーセントの損失率で修正したものといたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

(3) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

別 表

1 燃料費等調整

(1) 燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は、燃料費調整額、市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって算定いたします。

(2) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0982$$

$$\gamma = 1.2015$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第

1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が41,900円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (41,900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{ハの基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が41,900円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 41,900\text{円}) \times \frac{\text{ハの基準単価}}{1,000}$$

ハ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値で当社が年度（毎年4月分の料金から翌年3月分の料金）ごとに設定し、当該年度が開始する3月前までに当社のホームページ等でお知らせいたします。

ニ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(5) のとおりといたします。

ホ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

なお、ロ（イ）の場合は、燃料費調整額を差し引くものとし、ロ（ロ）の場合は、燃料費調整額を加えるものといたします。

(3) 市場価格調整額の算定

イ 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、電力市場価格にもとづき次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1

位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値

Y = 各平均市場価格算定期間における 8 時から 16 時に対応する電力市場価格の平均値

x および y は、当社が年度（毎年 4 月分の料金から翌年 3 月分の料金）ごとに設定する値とし、当該年度が開始する 3 月前までに当社のホームページ等でお知らせいたします。

また、各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間における 8 時から 16 時に対応する電力市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 基準市場価格

基準市場価格は、当社が年度（毎年 4 月分の料金から翌年 3 月分の料金）ごとに設定し、当該年度が開始する 3 月前までに当社のホームページ等でお知らせいたします。

ハ 市場価格調整単価

1 キロワット時当たりの市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が基準市場価格を下回る場合
市場価格調整単価 = (基準市場価格 - 平均市場価格) × ニの調整係数

(ロ) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が基準市場価格を上回る場合
市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 基準市場価格) × ニの調整係数

ニ 調整係数

調整係数は、当社が年度（毎年 4 月分の料金から翌年 3 月分の料金）ご

とに設定し、当該年度が開始する 3 月前までに当社のホームページ等でお知らせいたします。

ホ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(5) のとおりといたします。

ヘ 市場価格調整額

市場価格調整額は、その 1 月の使用電力量にハによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

なお、ハ(イ)の場合は、市場価格調整額を差し引くものとし、ハ(ロ)の場合は、市場価格調整額を加えるものといたします。

(4) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

託送約款等に定めるところにより、算定された値といたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

託送約款等に定めるところにより、従量制供給の場合の離島基準単価に基づき算定された値といたします。

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

託送約款等に定めるところにより、各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(5) のとおりといたします。

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定するものとし、託送約款等に定めるところにより、差引きまたは加えるものいたします。

(5) 適用期間

各平均燃料価格、平均市場価格および離島平均燃料価格の算定期間に対応する燃料費調整単価、市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価の適用期間は次のとおりいたします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間 離島ユニバーサルサービス調整単 価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの 期間	その年の6月分の料金に係る計量 期間等
毎年2月1日から4月30日までの 期間	その年の7月分の料金に係る計量 期間等
毎年3月1日から5月31日までの 期間	その年の8月分の料金に係る計量 期間等
毎年4月1日から6月30日までの 期間	その年の9月分の料金に係る計量 期間等
毎年5月1日から7月31日までの 期間	その年の10月分の料金に係る計量 期間等
毎年6月1日から8月31日までの 期間	その年の11月分の料金に係る計量 期間等
毎年7月1日から9月30日までの 期間	その年の12月分の料金に係る計量 期間等
毎年8月1日から10月31日までの 期間	翌年の1月分の料金に係る計量期 間等
毎年9月1日から11月30日までの 期間	翌年の2月分の料金に係る計量期 間等
毎年10月1日から12月31日までの 期間	翌年の3月分の料金に係る計量期 間等
毎年11月1日から翌年の1月31日 までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期 間等
毎年12月1日から翌年の2月28日 までの期間（翌年が閏年となる場 合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月分の料金に係る計量期 間等

(6) 燃料費等調整単価のお知らせ

当社は、燃料費調整単価、市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価によって算定した燃料費等調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

附 則

1 実 施 期 日

この標準料金表は、2026年11月1日から実施いたします。